

# 10月NEWS

## (1) 税制情報

平成28年度税制改正において新たに創設された、セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）についてご紹介します。

### 1. 制度の概要

居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っているときにおける、その年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされました。

### 2. 特定一般用医療費等購入費とは

本特例の対象となる特定一般用医薬品等購入費とは、一般用医薬品等のうち、医療保険各法等の規程により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものの購入の対価をいいます。いわゆる「スイッチOTC薬」と呼ばれているものであり、具体的な対象品目は厚生労働省のホームページにおいて公表されており、必要に応じて2か月に1回更新される予定となっています。

（薬効の例として、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など）

### 3. 健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組とは

本特例の適用を受けられる者は、居住者で、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者とされています。

この一定の取組は、法律又は法律に基づく命令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとされ、具体的には、下記のような取組とされています。

#### (1) 特定健康診査

いわゆる健康診査であり、保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなどが該当します。

#### (2) 予防接種

高齢者の肺炎球菌感染症及びインフルエンザの予防接種並びに任意のインフルエンザ予防接種などが該当します。

(3) 定期健康診断

事業主健診とも呼ばれる労働安全衛生法の規程に基づいて行われる健康診断です。

(4) がん検診

健康増進法第19条の2の規程に基づき健康増進事業として行われるがん検診です。市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮頸がん検診などが該当します。

なお、納税者本人が取組を行うことは要件とされていますが、その者と生計を一にする配偶者その他の親族が取組を行うことは要件とはされていません。

#### 4. 医療費控除との選択適用と計算方法について

本特例は、従来の医療費控除との選択適用とされています。

したがって、いずれか有利なほうを納税者本人が選択し適用することとなります。控除額の計算方法は、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超える場合に、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できることとされています。

【計算例】

課税所得 400 万円の者が、対象医薬品を年間 20,000 円購入した場合  
20,000 円 - 12,000 円 = 8,000 円（控除対象金額）

#### 5. 確定申告書に添付すべき書類

本特例の適用を受ける場合には、次の書類を確定申告書に添付又は提示しなければならないこととされています。

- (1) 本特例による控除を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費の領収証（その領収をした金額のうち、本特例の対象となる金額が明らかにされているものに限る、）
- (2) 居住者がその年中に取組を行ったことを明らかにする書類  
（居住者の氏名、取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は、診察を行った医療機関の名称の記載があるものに限る。）

#### 6. まとめ

これまでご紹介したセルフメディケーション税制は、平成29年1月1日以降の取組が対象となります。本年中の取組は対象外ですので、ご注意ください。

従来の医療費控除においては、「所得×5%」もしくは年間の医療費「10万円」基準があったため、年間の医療費総額がいずれの基準も超えなかった方は医療費控除が適用できませんでした。しかし、本特例は要件を満たせば、年間1万2千円を超えた場合

に適用できますので、これまで医療費控除の適用外であった方においても、本特例のみは適用できる方もいらっしゃるかと思います。

対象となる医薬品等を購入された場合においては、金額を証する書類を大切に保管してください。

## (2) 10月の主な税務

10月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
10月11日	9月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
10月11日	9月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
10月31日	8月決算法人の確定申告
10月31日	5月、8月、11月、2月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
10月31日	2月決算法人の中間申告
10月31日	消費税の年税額が400万円超の11月、2月、5月決算法人の3月ごとの中間申告
10月31日	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

## (3) スタッフの一言

真夏の過ごしにくい暑さは落ち着きましたが、まだまだ天候的に不安定な日々が続いております。台風による自然災害も懸念されますので、気象情報を気にしながら、健康的な日々を過ごしていきたいところです。

担当 内田